

○内閣府令第三十一号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第五十五条の四第三項及び第五項、第五十五条の五、第五十六条第二項並びに第五十七条の二の規定に基づき、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げ

る対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令</p> <p>(経済金融活性化措置実施計画の添付書類)</p> <p>第一条 沖繩振興特別措置法(以下「法」という。)第五十五条の四第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 登記事項証明書(申請者が個人である場合は、その氏名及び住所を証する書類)</p> <p>二 認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書(認定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における貸借対照表)</p> <p>(認定経済金融活性化措置実施計画の概要の公表)</p> <p>第二条 法第五十五条の四第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による同条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の認定に係る経済金融活性化措置実施計画(同条第一項に規定する経済金融活性化措置実施計画をいう。以下この条において同じ。)の概要の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 当該認定の日付</p> <p>二 経済金融活性化措置実施計画の認定番号</p> <p>三 認定事業者(法第五十五条の四第六項に規定する認定事業者をい</p>	<p>経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令</p> <p>「条を加える。」</p> <p>「条を加える。」</p>

う。次条において同じ。)の名称

四 認定経済金融活性化措置実施計画(法第五十五条の四第八項に規定する認定経済金融活性化措置実施計画をいう。次条において同じ。)の概要(法第五十五条の四第六項の変更の認定をしたときは、当該変更の概要)

(報告書の提出時期及び手続)

第三条 法第五十五条の五の規定による報告は、認定経済金融活性化措置実施計画に記載された経済金融活性化措置(法第五十五条の四第一項に規定する経済金融活性化措置をいう。以下この項及び次項において同じ。)の実施期間中の各事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を提出して行うものとする。

一 前事業年度の認定経済金融活性化措置実施計画に記載された経済金融活性化措置の実施状況

二 前事業年度の収支決算

三 前事業年度の認定経済金融活性化措置実施計画に記載された経済金融活性化措置の用に供する機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備の取得等に関する実績

2 沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、認定経済金融活性化措置実施計画に記載された経済金融活性化措置を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、認定事業者に対して、当該経済金融活性化措置を適切に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

「条を加える。」

3 沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、認定事業者に対して、その旨及びその理由を通知するものとする。

(欠格事由の対象法令)

第四条 「略」

(令第二十六条第二項第四号の内閣府令で定める場合及び期間)

第五条 令第二十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する内閣府令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 法第五十六条第一項に規定する法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が経済金融活性化特別地区の区域内において特定経済金融活性化事業(同項に規定する特定経済金融活性化事業をいう。以下同じ。)を営んでいた場合 当該地区の区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間

二 法第五十六条第一項に規定する法人が経済金融活性化特別地区の区域内において特定経済金融活性化事業を営んでいた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質的に同一と認められる者が当該地区の区域内において当該事業を行っていた期間

(欠格事由の対象法令)

第一条 「同上」

(令第二十六条第二項第四号の内閣府令で定める場合及び期間)

第一条の二 令第二十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する内閣府令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 法第五十六条第一項に規定する法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画(沖縄振興特別措置法(以下「法」という。)第五十五条の三第一項に規定する認定経済金融活性化計画をいう。以下同じ。)に定められた特定経済金融活性化産業(法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業をいう。以下同じ。)に属する事業を営んでいた場合 当該地区の区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間

二 法第五十六条第一項に規定する法人が経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営んでいた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質的に同一と認められる者が当該地区の区域内において当該事業を行っていた期間

(令第二十六条第二項第六号の内閣府令で定める要件)

第六条 [略]

(令第二十六条第二項第八号の内閣府令で定める事業)

第七条 [略]

(申請書の記載事項)

第八条 令第二十七条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 [略]

二 法人の設立時期、経済金融活性化特別地区の区域内において営む特定経済金融活性化事業の種類及び事業計画、他に事業を行つているときはその事業の種類その他必要な事項

三 経済金融活性化特別地区の区域内において営む特定経済金融活性化事業に係る施設の内容

四 第五条各号に掲げる場合にあつては、それぞれ、その合併を行った法人のうち経済金融活性化特別地区の区域内において最も早く当該事業を開始した法人の当該事業の開始日又は当該実質的に同一と認められる者の当該特定経済金融活性化事業の開始日

(申請書の添付書類)

(令第二十六条第二項第六号の内閣府令で定める要件)

第二条 [同上]

(令第二十六条第二項第八号の内閣府令で定める事業)

第三条 [同上]

(申請書の記載事項)

第四条 令第二十七条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 [同上]

二 法人の設立時期、経済金融活性化特別地区の区域内において営む認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業の種類及び事業計画、他に事業を行つているときはその事業の種類その他必要な事項

三 経済金融活性化特別地区の区域内において営む認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る施設の内容

四 第一条の二各号に掲げる場合にあつては、それぞれ、その合併を行った法人のうち経済金融活性化特別地区の区域内において最も早く当該事業を開始した法人の当該事業の開始日又は当該実質的に同一と認められる者の当該事業の開始日

(申請書の添付書類)

第九条 令第二十七条第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるものとする。

「一〇三 略」

四 当該区域内における特定経済金融活性化事業に係る施設の床面積を記載した施設の図面

(事業の開始等の届出)

第十条 令第二十七条第二項の規定による届出をしようとする認定法人(法第五十六条第二項に規定する認定法人をいう。以下同じ。)は、認定特定経済金融活性化事業(法第五十六条第二項に規定する認定特定経済金融活性化事業をいう。以下この項並びに第十二条第一項及び第二項において同じ。)を開始しようとする場合にあつては開始の年月日を、認定特定経済金融活性化事業を休止しようとする場合にあつては休止の期間及び理由を、認定特定経済金融活性化事業を廃止しようとする場合にあつては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

2 前項の認定法人は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

(本店又は主たる事務所の所在地に変更があつたとき等の届出)

第十一条 令第二十七条第三項の規定による届出をしようとする認定法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を

第五条 令第二十七条第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるものとする。

「一〇三 同上」

四 当該区域内における認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る施設の床面積を記載した施設の図面

(事業の開始等の届出)

第六条 令第二十七条第二項の規定による届出をしようとする事業認定を受けた法人は、事業を開始しようとする場合にあつては開始の年月日を、事業を休止しようとする場合にあつては休止の期間及び理由を、事業を廃止しようとする場合にあつては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

2 前項の事業認定を受けた法人は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

(本店又は主たる事務所の所在地に変更があつたとき等の届出)

第七条 令第二十七条第三項の規定による届出をしようとする事業認定を受けた法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定

記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

一 当該認定法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合 次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

二 当該認定法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったときに該当する場合 当該認定法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなった年月日及び理由

三 「略」

(報告書の提出時期及び手続)

第十二条 法第五十六条第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を提出して行うものとする。

一 前事業年度の認定特定経済金融活性化事業の実施状況

二 前事業年度の収支決算

2 沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、認定特定経済金融活性化事業を適正に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、認定法人に対して、当該認定特定経済金融活性化事業を適正に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3 沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、認定法人に対して、その旨及びその理由を通知するものとする。

(法第五十七条の二第一項の指定会社の要件)

める事項を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

一 当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合 次に掲げる事項

「イ・ロ 同上」

二 当該法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったときに該当する場合 当該法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなった年月日及び理由

三 「同上」

「条を加える。」

(法第五十七条の二第一項の指定会社の要件)

第十三条 法第五十七条の二第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 認定法人であること。

〔二〇五 略〕

(報告書の提出時期及び手続)

第十四条 法第五十七条の二第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

- 一 前事業年度の指定に係る特定経済金融活性化事業の実施状況
- 二 前事業年度の収支決算
- 三 〔略〕

2 沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る特定経済金融活性化事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定会社（法第五十七条の二第一項に規定する指定会社をいう。以下同じ。）に対して、別記様式第二による当該特定経済金融活性化事業を適切に実施していることと認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

〔3・4 略〕

(法第五十七条の二の規定による指定会社の指定の申請手続等)

第十五条 指定を受けようとする会社は、別記様式第四による申請書に

第八条 法第五十七条の二第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五十六条第一項の認定を受けた法人であること。

〔二〇五 同上〕

(報告書の提出時期及び手続)

第九条 法第五十七条の二第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

- 一 前年度の指定に係る認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業の実施状況
- 二 前年度の収支決算
- 三 〔同上〕

2 沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を適切に実施していると認めるときは、指定会社（法第五十七条の二第一項に規定する指定会社をいう。以下同じ。）に対して、別記様式第二による当該事業を適切に実施していることと認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

〔3・4 同上〕

(法第五十七条の二の規定による指定会社の指定の申請手続等)

第十条 指定を受けようとする会社は、別記様式第四による申請書に、

、当該会社の次に掲げる書類を添えて、これらを沖縄県知事に提出しなければならない。

- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 二 申請書の提出の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

〔号を削る。〕

- 三 申請の日における株主名簿
- 四 常時使用する従業員数を証する書面

〔号を削る。〕

- 五 第十三条各号に掲げる指定会社の要件に該当する旨の別記様式第五による宣言書

- 六 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

〔2～9 略〕

（指定会社に係る株式の払込みの確認等）

第十六条 指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、特定株式投資契約の締結の状況及び見込み

当該会社の次に掲げる書類を添えて、これらを沖縄県知事に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 二 申請書の提出の日の属する事業年度の直前の事業年度（次号において「基準事業年度」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

- 三 基準事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付された法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

- 四 申請の日における株主名簿

- 五 常時使用する従業員数を証する書面

- 六 組織図

- 七 第八条各号に掲げる指定会社の要件に該当する旨の別記様式第五による宣言書

- 八 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

〔2～9 同上〕

（指定会社に係る株式の払込みの確認等）

第十一条 指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、特定株式投資契約の締結の状況及び見込み

(払込みを受ける予定日を含む。)について、別記様式第八の報告書を沖縄県知事に提出するものとする。

2 「略」

3 沖縄県知事は、第一項の報告書に関し、同項の払込みを受ける予定日において当該会社はその設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、指定に係る特定経済金融活性化事業が適切に実施される見込みであると認めるときは、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、指定会社に対し、別記様式第十による当該特定経済金融活性化事業が適切に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。

「4～9 略」

(払込みを受ける予定日を含む。)について、別記様式第八の報告書を沖縄県知事に提出するものとする。

2 「同上」

3 沖縄県知事は、第一項の報告書に関し、同項の払込みを受ける予定日において当該会社はその設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、指定に係る認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業が適切に実施される見込みであると認めるときは、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、指定会社に対し、別記様式第十による当該事業が適切に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。

「4～9 同上」

別記様式第1（第14条関係）

特定経済金融活性化事業に関する実施状況報告書

年 月 日

沖繩県知事
〇〇〇〇 殿

会社の名称及び代表者の氏名

沖繩県興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定（年 月 日付）を受けた特定経済金融活性化事業の実施状況について、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 特定経済金融活性化事業の内容
2. 特定経済金融活性化事業の実施場所
3. 設立年月日 年 月 日
4. 前事業年度における特定経済金融活性化事業の実施状況
5. 前事業年度における収支決算（会社全体の損益計算書等）
6. 特定株式投資契約による資金の調達に関する実績

(1) 〇〇年度（前事業年度）資金合計 〇〇百万円

(内訳)

資金調達先	資金額	備考

(2) 〇〇年度（前々事業年度）資金合計 〇〇百万円

(内訳)

資金調達先	資金額	備考

※経済金融活性化特別地区の区域内において営む事業に限る。
(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-1

別記様式第1（第9条関係）

特定経済金融活性化産業に属する事業に関する実施状況報告書

年 月 日

沖繩県知事
〇〇〇〇 殿

会社の名称及び代表者の氏名 印

沖繩県興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定（年 月 日付）を受けた特定経済金融活性化産業に属する事業の実施状況について、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 特定経済金融活性化産業に属する事業の内容
2. 特定経済金融活性化産業に属する事業の実施場所
3. 設立年月日 年 月 日
4. 前年度における特定経済金融活性化産業に属する事業の実施状況
5. 前年度における収支決算（会社全体の損益計算書等）
6. 特定株式投資契約による資金の調達に関する実績

(1) 〇〇年度（前年度）資金合計 〇〇百万円

(内訳)

資金調達先	資金額	備考

(2) 〇〇年度（前々年度）資金合計 〇〇百万円

(内訳)

資金調達先	資金額	備考

※経済金融活性化特別地区の区域内において営む事業に限る。
(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-1

別記様式第2（第14条関係）

特定経済金融活性化事業の実施に係る認定書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

沖繩県知事

〇〇〇〇

年 月 日付けの特定経済金融活性化事業に関する実施状況報告を贈り、経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告書に関する内閣府令第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-2

別記様式第2（第9条関係）

特定経済金融活性化産業に属する事業の実施に係る認定書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

沖繩県知事

〇〇〇〇 印

年 月 日付けの特定経済金融活性化産業に属する事業に関する実施状況報告を贈り、経済金融活性化特別地区の区域における事業の認定申請に関する内閣府令第9条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-2

別記様式第3（第14条関係）

特定経営者融合性化事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

沖縄県知事
〇〇〇〇

年 月 日付けの沖縄振興特別措置法第57条の2第2項の規定による報告については、下記の原因により認定をしませんので、経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令第14条第3項の規定に基づき通知します。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-3

別記様式第3（第9条関係）

特定経営者融合性化産業に属する事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

沖縄県知事
〇〇〇〇 印

年 月 日付けの沖縄振興特別措置法第57条の2第2項の規定による報告については、下記の原因により認定をしませんので、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第9条第3項の規定に基づき通知します。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-3

別記様式第4（第15条関係）

指定申請書

年 月 日

沖縄県知事

〇〇〇〇 殿

会社の名称及び代表者の氏名

沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定を受けたので、経済金融活性化推進基盤計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名
2. 本店の所在地
3. 設立年月日 年 月 日
4. 沖縄振興特別措置法第56条第1項の認定を受けた日 年 月 日
5. 特定経済金融活性化事業の内容
6. 特定株式投資契約による資金の調達に関する計画

(1) 〇〇年度（事業年度）資金調達見込額合計 〇〇百万円

(内訳)

資金調達先見込	見込額	備考

(2) 〇〇年度（翌事業年度）資金調達見込額合計 〇〇百万円

(内訳)

資金調達先見込	見込額	備考

*経済金融活性化特別地区の区域内において営む事業に限る。
(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-4

別記様式第4（第10条関係）

指定申請書

年 月 日

沖縄県知事

〇〇〇〇 殿

会社の名称及び代表者の氏名 印

沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定を受けたので、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名
2. 本店の所在地
3. 設立年月日 年 月 日
4. 沖縄振興特別措置法第56条第1項の認定を受けた日 年 月 日
5. 特定経済金融活性化事業に属する事業の内容
6. 特定株式投資契約による資金の調達に関する計画

(1) 〇〇年度（本年度）資金調達見込額合計 〇〇百万円

(内訳)

資金調達先見込	見込額	備考

(2) 〇〇年度（次年度）資金調達見込額合計 〇〇百万円

(内訳)

資金調達先見込	見込額	備考

*経済金融活性化特別地区の区域内において営む事業に限る。
(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-4

別記様式第5 (第15条関係)

指定要件に関する宣言書

年 月 日

沖繩県知事
 ○ ○ ○ 殿

会社の名称及び代表者の氏名

当社は、沖繩県特別措置法第57条の2第1項に規定する指定を申請するに当たり、経済金融活性化措置法施行規則及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告等に關する内閣府令第13条を要しに關する指定会社の要件に該当することを宣言します。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-5

別記様式第5 (第10条関係)

指定要件に関する宣言書

年 月 日

沖繩県知事
 ○ ○ ○ 殿

会社の名称及び代表者の氏名 印

当社は、沖繩県特別措置法第57条の2第1項に規定する指定を申請するに当たり、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に關する内閣府令第8条を要しに關する指定会社の要件に該当することを宣言します。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-5

別記様式第6（第15条関係）

指定書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 欄

沖繩県知事

〇〇〇〇

年 月 日 付付けの指定申請について、沖縄振興特別措置法第55条の2第1項に規定する「指定会社」として、指定します。

記

1. 経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告書に関する内閣府令第13条第1号及び第2号に該当すること。

- (1) 沖縄振興特別措置法第56条第1項の認定の日 年 月 日
- (2) 資本金額 万円
- (3) 従業員数 人
- (4) 設立年月日 年 月 日

2. 経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告書に関する内閣府令第13条第3号から第5号までに該当すること。

- (1) 未上場会社であること
- (2) 大規模会社の子会社でないこと
- (3) 特定経済金融活性化産業の用に供する旨の記載がある投資契約を締結する会社であること。

- (1) この指定書の有効期限は、設立年月日から10年を超えない日までです。
- (2) この指定が行われたことについては、経済金融活性化特別地区に関するウェブサイトにおいて公表します。
- (3) 株式の払込みの期日において経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告書に関する内閣府令第13条各号に則する指定会社の要件に該当しないとき及びの他の手段によりこの指定を受けたこと。

様式-6

別記様式第6（第10条関係）

指定書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 欄

沖繩県知事

〇〇〇〇 印

年 月 日 付付けの指定申請について、沖縄振興特別措置法第55条の2第1項に規定する「指定会社」として、指定します。

記

1. 経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第8条第1号及び同条第2号に該当すること。

- (1) 沖縄振興特別措置法第56条第1項の認定の日 年 月 日
- (2) 資本金額 万円
- (3) 従業員数 人
- (4) 設立年月日 年 月 日

2. 経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第8条第3号から第5号までに該当すること。

- (1) 未上場会社であること
- (2) 大規模会社の子会社でないこと
- (3) 特定経済金融活性化産業の用に供する旨の記載がある投資契約を締結する会社であること。

- (1) この指定書の有効期限は、設立年月日から10年を超えない日までです。
- (2) この指定が行われたことについては、経済金融活性化特別地区に関するウェブサイトにおいて公表します。
- (3) 株式の払込みの期日において経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第8条各号に則する指定会社の要件に該当しないとき及びの他の手段によりこの指定を受けたこと。

様式-6

とが明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納するとともに、その旨を投資者に対して伝達してください。

(4) この指定は、詳細風評事として、投資者に対して投資に係る利益を保護するものではなく、その旨を当該投資者に対して伝達してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-7

直ちにこの指定書を返納するとともに、その旨を投資者に対して伝達してください。

(4) この指定は、詳細風評事として、投資者に対して投資に係る利益を保護するものではなく、その旨を当該投資者に対して伝達してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-7

別記様式第7（第15条関係）

沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

沖縄県知事

〇〇〇〇

年 月 日 日付の沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定の申請に
ついては、下記の原因により指定をしませんので、経済産業省特別地区の区域内におけ
る事業の認定申請等に関する内閣府令第15条第4項の規定
に基づき通知します。

記

指定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-8

別記様式第7（第10条関係）

沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

沖縄県知事

〇〇〇〇

印

年 月 日 日付の沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定の申請に
ついては、下記の原因により指定をしませんので、経済産業省特別地区の区域内におけ
る事業の認定申請等に関する内閣府令第15条第4項の規定に基づき通知します。

記

指定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-8

別記様式第8（第16条関係）

特定経済金融活性化事業に係る資金の調達に関する契約の締結状況について（報告）

年 月 日

沖繩県知事

〇〇〇〇 殿

会社の名称及び代表者の氏名

沖繩県特別措置法第57条の2第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた特定経済金融活性化事業について、経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令第66条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名
2. 本店の所在地
3. 資本金額 万円
4. 従業員数 人
5. 設立年月日 年 月 日
6. 沖繩県特別措置法第56条第1項の認定を受けた日 年 月 日
7. 特定経済金融活性化事業の内容
8. 特定株式投資契約による資金の調達に関する契約の締結状況

(1) 〇〇年度（本事業年度） 資本金計〇〇百万円

（内訳）

資金調達先	資金額	契約締結状況	備考

(2) 〇〇年度（前事業年度） 資本金計〇〇百万円

（内訳）

資金調達先	資金額	契約締結状況	備考

様式-9

別記様式第8（第11条関係）

特定経済金融活性化産業に属する事業に係る資金の調達の契約の締結状況について（報告）

年 月 日

沖繩県知事

〇〇〇〇 殿

会社の名称及び代表者の氏名 且

沖繩県特別措置法第57条の2第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた特定経済金融活性化産業に属する事業について、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名
2. 本店の所在地
3. 資本金額 万円
4. 従業員数 人
5. 設立年月日 年 月 日
6. 沖繩県特別措置法第56条第1項の認定を受けた日 年 月 日
7. 特定経済金融活性化産業に属する事業の内容
8. 特定株式投資契約による資金の調達に関する契約の締結状況

(1) 〇〇年度（本年度） 資本金計〇〇百万円

（内訳）

資金調達先	資金額	契約締結状況	備考

(2) 〇〇年度（前年度） 資本金計〇〇百万円

（内訳）

資金調達先	資金額	契約締結状況	備考

様式-9

9. 今後の特定株式投資契約の締結見込

資金調剤先	資金額	契約締結予定日	払込み予定日

※経済金融活性化特別地区の区域内において営む事業に限る。
 (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-10

9. 今後の特定株式投資契約の締結見込

資金調剤先	資金額	契約締結予定日	払込み予定日

※経済金融活性化特別地区の区域内において営む事業に限る。
 (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-10

別記様式第9（第15条関係）

民法組合等であることの誓約書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 願

組合所在地
組合の名称
代表者の氏名

当組合は、下記的事项について誓約します。

記

- 1 組合契約の種類
当組合は、民法第667条第1項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものであること

- 2 二記1の契約を締結する個人又は民法組合等
氏名（名称）
住所（所在地）

- 3 二記の者の出資額割合

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-11

別記様式第9（第15条関係）

民法組合等であることの誓約書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 願

組合所在地
組合の名称
代表者の氏名

当組合は、下記的事项について誓約します。

記

- 1 組合契約の種類
当組合は、民法第667条第1項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものであること

- 2 二記1の契約を締結する個人又は民法組合等
氏名（名称）
住所（所在地）

- 3 二記の者の出資額割合

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-11

別記様式第10（第15条関係）

特定経済金融活性化事業の実施に係る認定書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

沖縄県知事

〇〇〇〇

年 月 日 日付の特定経済金融活性化事業に係る資金の調達に関する契約の締結状況報告を贈ります。経済金融活性化措置云々施行計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令第16条第3項の規定に基づき、当該事業が随時に実施される見込みである旨、これを認定します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-12

別記様式第10（第11条関係）

特定経済金融活性化産業に関する事業の実施に係る認定書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

沖縄県知事

〇〇〇〇 印

年 月 日 日付の特定経済金融活性化産業に属する事業に係る資金の調達に関する契約の締結状況報告を贈ります。経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第3項の規定に基づき、当該事業が随時に実施される見込みである旨、これを認定します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-12

別記様式第11（第15条関係）

特定経済活動活性化事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日
会社の名称及び代表者の氏名 殿
沖縄県知事
〇〇〇〇 里

茲 月 日付けの経済活動活性化推進実施計画及び特定経済活動活性化事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令第16条第1項の規定による報告については、下記の理由により認定をしませんので、同条第4項の規定に基づき通知します。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-13

別記様式第11（第11条関係）

特定経済活動活性化産業に属する事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日
会社の名称及び代表者の氏名 殿
沖縄県知事
〇〇〇〇 里

茲 月 日付けの沖縄県特別開港法第57条の2第2項の規定による報告については、下記の理由により認定をしませんので、経済活動活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第4項の規定に基づき通知します。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-13

別記様式第12（第15条関係）

（個人が直接投資した場合）

経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び登録状況
の報告書に関する内閣府令第16条第6項に係る確認申請書

年 月 日

申請照知書

照

会社の名称及び代表者の氏名

経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び登録状況の報告書に関する内閣府令第16条第8項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、当社は沖縄振興特別措置法第7条の2第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた者であり、特定株式投資契約に基づき払込みを受けたものであることを申し添えます。

記

1. 個人の氏名及び住所
2. 払込期日（又は成立の日） 年 月 日
3. 払込みがあった日 年 月 日
4. 設立年月日 年 月 日
5. 取得株式数
6. 払込金額
7. 払込金額の総額

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-14

別記様式第12（第15条関係）

（個人が直接投資した場合）

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等
に関する内閣府令第15条第6項に係る確認申請書

年 月 日

申請照知書

照

会社の名称及び代表者の氏名 且

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第15条第8項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、当社は沖縄振興特別措置法第7条の2第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた者であり、特定株式投資契約に基づき払込みを受けたことを申し添えます。

記

1. 個人の氏名及び住所
2. 払込期日（又は成立の日） 年 月 日
3. 払込みがあった日 年 月 日
4. 設立年月日 年 月 日
5. 取得株式数
6. 払込金額
7. 払込金額の総額

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-14

別記様式第12（第15条関係）

〔民法組合等を通じて投資した場合〕

経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び登録状況
の報告等に関する内閣府令第16条第6項に係る確認申請書

年 月 日

沖縄県知事
〇〇〇〇 殿

会社の名称及び代表者の氏名

経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び登録状況の報告等に関する内閣府令第16条第3項の規定に係る確認を受けた旨について、下記のとおり申請します。なお、当社は沖縄振興特別措置法第7条の2第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた者であり、特定株式投資契約に基づき払込みを受けたものであることを申し添えます。

記

1. 個人の氏名及び住所
民法組合等の名称及び所在地
当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員の名称及び所在地
出資価額割合 %
2. 払込み日（又は成立の日） 年 月 日
3. 払込みがあった日 年 月 日
4. 設立年月日 年 月 日
5. 取得株式数
民法組合等の取得株式数
6. 払込金額
7. 払込金額の総額
民法組合等の払込金額の総額

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-15

別記様式第12（第15条関係）

〔民法組合等を通じて投資した場合〕

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等
に関する内閣府令第15条第6項に係る確認申請書

年 月 日

沖縄県知事
〇〇〇〇 殿

会社の名称及び代表者の氏名 且

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第15条第8項の規定に係る確認を受けた旨について、下記のとおり申請します。なお、当社は沖縄振興特別措置法第7条の2第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた者であり、特定株式投資契約に基づき払込みを受けたことを申し添えます。

記

1. 個人の氏名及び住所
民法組合等の名称及び所在地
当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員の名称及び所在地
出資価額割合 %
2. 払込み日（又は成立の日） 年 月 日
3. 払込みがあった日 年 月 日
4. 設立年月日 年 月 日
5. 取得株式数
民法組合等の取得株式数
6. 払込金額
7. 払込金額の総額
民法組合等の払込金額の総額

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式-16

別記様式第13（第15条関係）

経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告書に関する内閣府令第16条第8項に係る補部書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 欄

沖繩県知事

〇〇〇〇

年 月 日付けの経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告書に関する内閣府令第16条第6項の規定による申請について、同条第8項の規定に基づき補部します。

記

1. 個人の氏名及び住所
2. 申請者が沖繩振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定を受けた者であること
3. 払込期日（又は成立の日） 年 月 日
4. 払込みがあった日 年 月 日
5. 4の期日が当該会社の設立の日以後一年を経過していないこと
6. 当該申請に係る払込みは、経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告書に関する内閣府令第16条第1項の特定株式投資契約に基づくものであること
7. 取得株式数
8. 払込金額
9. 払込金額の総額

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-16

別記様式第13（第11条関係）

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第8項に係る補部書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 欄

沖繩県知事

〇〇〇〇 印

年 月 日付けの経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第8項の規定による申請について、同条第8項の規定に基づき補部します。

記

1. 個人の氏名及び住所
2. 申請者が沖繩振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定を受けた者であること
3. 払込期日（又は成立の日） 年 月 日
4. 払込みがあった日 年 月 日
5. 4の期日が当該会社の設立の日以後一年を経過していないこと
6. 当該申請に係る払込みは、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第1項の特定株式投資契約に基づくものであること
7. 取得株式数
8. 払込金額
9. 払込金額の総額

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-16

別記様式第14（第15条関係）

経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況
の報告等に関する内閣府令第16条第9項に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 職

沖繩県知事

〇〇〇〇

注 月 日付けの経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認
定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令第16条第9項の規定による申請については
下記の理由により確認しませんので、同条第9項の規定に基づき通知します。

記

確認をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-17

別記様式第14（第11条関係）

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に
関する内閣府令第11条第9項に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 職

沖繩県知事

〇〇〇〇 印

注 月 日付けの経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に
関する内閣府令第11条第9項の規定による申請については下記の理由により確認しません
ので、同条第9項の規定に基づき通知します。

記

確認をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式-17

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この命令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第七條第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第五十條の二第一項の指定の効力を有する株式会社（改正法附則第七條第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法第一條の規定による改正前の法第五十六條第一項の認定の効力を有する法人に限る。）に対するこの命令による改正後の経済金融活性化特別地区の区域内における経済金融活性化措置実施計画及び事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令（以下「新命令」という。）第十五條第一項の規定の適用については、改正法の施行の日から起算して六月を経過した日（その日まで）に、改正法第一條の規定による改正後の法第五十五條の二第四項の規定による経済金融活性化計画の認定があつた場合には、その認定があつた日）において新命令第十五條第一項に規定する申請書及び同項各号に掲げる書類の提出があつ

たものとみなす。ただし、沖縄県知事がこれらの書類の全部又は一部の提出が必要と認めるときは、この限りでない。